

# 厚生環境常任委員会関係

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例の一部改正）

現 行		改 正 案	
別表		別表	
区分	金額	区分	金額
—略—	—略—	—略—	—略—
保険	—略—	保険	—略—
診療	—略—	診療	—略—
以外	—略—	以外	—略—
の療	—略—	の療	—略—
養等	—略—	養等	—略—
障がい	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第29条第3項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	障がい	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第29条第3項第1号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
福祉サ		福祉サ	
ービス		ービス	
料		料	
障がい	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第2項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	障がい	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第2項第1号に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
児通所		児通所	
支援料		支援料	
障がい	児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	障がい	児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
児入所		児入所	
支援料		支援料	
—略—	—略—	—略—	—略—
備考1～5	—略—	備考1～5	—略—

第2条関係（山形県立児童福祉施設設置条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(使用料)	(使用料)
第3条 —略—	第3条 —略—
2 前項の使用料の額は、支援法第29条第3項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。	2 前項の使用料の額は、支援法第29条第3項第1号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。
3 —略—	3 —略—
第3条の2 —略—	第3条の2 —略—
2 前項の使用料の額は、法第24条の2第2項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。	2 前項の使用料の額は、法第24条の2第2項第1号に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。
3 —略—	3 —略—

## 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
（利用定員に関する特例）	（利用定員に関する特例）
第56条 一略一	第56条 一略一
2～4 一略一	2～4 一略一
5 離島その他の地域であって児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第82条第5項に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。	5 離島その他の地域であって児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第82条第5項に規定するこども家庭庁長官が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

